

令和6年度定期監査結果報告

1 監査の基準

喜多方市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務監査）

3 監査の対象

(1) 対象範囲

市の令和6年4月1日から11月30日までの令和6年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 対象所属

企画政策部（企画調整課、地域振興課、情報政策課）、総務部（総務課、財政課、税務課、契約管理課）、市民部（危機管理課、市民生活課、市民課）、保健福祉部（社会福祉課、こども課、高齢福祉課、保健課）、産業部（農業振興課、農山村振興課、商工課、観光交流課・喜多方ラーメン課・そば課）、建設部（建設課、都市整備課、水道課、下水道課）、会計課、教育部（教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、中央公民館）、議会事務局（議事総務課）、農業委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、熱塩加納総合支所（住民課、産業建設課）、塩川総合支所（住民課、産業建設課）、山都総合支所（住民課、産業建設課）、高郷総合支所（住民課、産業建設課）

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める財務事務監査の着眼点を参考とした。

5 監査の主な実施内容

監査に当たり、上記の各所属に必要な帳簿類及び監査資料の提出を求め、その確認並びに資料内容等を基にした質問及び聴き取りを行った。また、選定した所属の備品管理状況を実査により確認した。

なお、過去の監査結果及び本年度これまでの例月現金出納検査等の実施結果を勘案するなど効果的・効率的な監査に留意し実施した。

6 監査の実施場所及び期間

実施場所 監査委員事務局執務室及び実査選定所属の執務室

期 間 令和6年11月8日から令和7年2月10日まで

7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてそれぞれ指摘するような重要事項はなく、おおむね適正に執行及び管理がされているものと認められた。